

**再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業の実施に当たり、実績報告書の事業費よりも低額で実施
 していて事業費の精算が過大**

1件 不当金額(支出) 158万円

1 補助事業の概要

再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業は、再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金の交付を受けた一般社団法人新エネルギー導入促進協議会が、再生可能エネルギーの熱利用の加速的な導入促進を図ることを目的として、再生可能エネルギー熱利用設備を導入する民間事業者等に対して、これに要する経費の一部を補助するものである。

株式会社ドリームホテルは、平成26年度に、長野県大町市に所在する宿泊施設において、再生可能エネルギー熱利用設備であるバイオマスボイラー等^(注)の導入を事業費3931万円(補助対象事業費3640万円)で実施したとして、27年3月に協議会から国庫補助金1213万円の交付を受けていた。

同会社は、バイオマスボイラー等の導入を請け負った業者(請負業者)に対して、導入に係る経費の全額を支払ったとする実績報告書を協議会に提出しており、協議会はこれに基づき補助金の額の確定を行っていた。

(注) バイオマスボイラー バイオマス(未利用間伐材等の再生可能な生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの)を燃料とするボイラー

2 検査の結果

請負業者は、同会社との間で工事請負契約とは異なる内容の取決めを行い、これに基づき、工事請負契約において実施することになっている工事のうち配管工事等を実施せずに、その代金相当額等として1407万円を同会社に返金しており、同会社は、当該配管工事等について、請負業者とは別の業者に請負業者からの返金額よりも低額な961万円を実施させるなどしていた。

したがって、実際に本件事業の実施に要した経費に基づいて適正な補助対象事業費を算定すると、3164万円となり、前記の補助対象事業費3640万円との差額475万円が過大に精算されていて、これに係る国庫補助金相当額158万円が不当と認められる。

部局等	補助事業者等 〈所在地〉	間接補助 事業者等 〈所在地〉	補助事業等	年度	事業費 (補助対象 事業費等) 円	左に対する 国庫補助金 等交付額 円	不当と認め る補助対象 事業費等 円	不当と認め る国庫補助 金等相当額 円
資源エネ ルギー庁	一般社団法人 新エネルギー 導入促進協議 会 〈東京都豊島 区〉	株式会社ド リームホテ ル 〈長野県松 本市〉 (事業主体)	再生可能エ ネルギー熱 事業者支援 対策	平成 26	3931万 (3640万)	1213万	475万	158万